

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年9月3日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 政策部
2 監査対象年度 平成30年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東山魁夷せとうち美術館	令和元年5月27日
文化芸術局	令和元年6月13日
統計調査課	〃
水資源対策課	〃
自治振興課	令和元年6月18日
(選挙管理委員会事務局)	
地域活力推進課	令和元年6月18日
政策課	令和元年6月25日
男女参画・県民活動課	〃
情報政策課	令和元年6月26日
予算課	令和元年7月25日
小豆総合事務所	令和元年7月29日
東京事務所	令和元年7月30日
漆芸研究所	令和元年8月23日
県立ミュージアム	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 超過勤務手当の支給について、支給漏れ及び支給額の誤りがあった。（県立ミュージアム）

(イ) 臨時職員の時間外勤務は、「臨時職員の任用等に関する要綱」等に基づき適正に行わせる必要がある。（政策課）

イ 契約について

(ア) 防災設備保守点検業務について、見積書と点検報告書の保守点検機器の数量が一致しておらず、支払額に誤りがあった。(県立ミュージアム)

(イ) 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(小豆総合事務所)

イ 物品について

(ア) パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。(小豆総合事務所)

(イ) 車両航送回数券を使用したにもかかわらず、郵便切手類受払簿に登記していなかった。(小豆総合事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし